出典：公益財団法人　旭川市公園緑地協会発行パンフレット（旭山公園・旭山三浦庭園）

【市道の通行止め解除について】

ヒグマの目撃情報があったことから，令和５年６月７日より東旭川町倉沼旭山公園内の一部の市道を通行止めとしていましたが，令和５年７月２５日の痕跡を最後に新たな痕跡が見つかっていないことから，令和５年９月２日より市道の通行止めを解除します。

市道通行止め解除区間

・問い合わせ先：土木管理課
・TEL：0166－25－5375

※旭山公園・旭山三浦庭園の開設状況については公園みどり課にお問い合わせください。
・TEL：0166－25－9705